

令和元年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率について

1 健全化判断比率の状況

これらの指標が一つでも「早期健全化基準」を超えると、財政健全化計画を定め早急に財政の健全化（立て直し）に努めなければなりません。嬉野市はいずれも早期健全化基準未満となっています。

(単位：%)

	早期健全化 基準	R元	H30	説明
実質赤字 比率	13.83	—	—	市の財政規模に対する「一般会計等の赤字額」の割合。 「—」は赤字がないこと(黒字)を示す。
連結実質 赤字比率	18.83	—	—	市の財政規模に対する「一般会計と特別会計の赤字や黒字 を連結(合算)して得られた全体の赤字額」の割合。 「—」は赤字がないこと(黒字)を示す。
実質公債費 比率	25.0	9.6	9.0	市の財政規模に対する「一般会計、特別会計、一部事務組合 の公債費(借金返済費)に対して一般会計等から支出した額」 の割合。資金繰りの危険度を示したもの。 値が低いほど借金返済に支出する割合が低い。
将来負担 比率	350.0	58.9	68.5	市の財政規模に対する「一般会計等の借入金や、将来支払う 可能性がある市の負担額などの現時点での残高」の割合。将 来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示したもの。 値が低いほど将来の借金による負担が少ない。

2 資金不足比率の状況

「経営健全化基準」を超えると経営健全化計画を定めなければなりません。嬉野市はいずれの会計も資金不足額(赤字額)はありませんので、経営健全化基準未満となっております。

(単位：%)

特別会計の名称	経営健全化 基準	R元	H30	説明
水道事業会計	20.00	—	—	特別会計の料金収入の規模に対する「資金不足額 (赤字額)」の割合。経営状況の深刻度を示したもの。 「—」は資金不足額がないこと(黒字)を示す。
農業集落排水特別会計		—	—	
公共下水道事業費特別会計		—	—	
浄化槽特別会計		—	—	